

# 內共第 1 号第五種共同漁業權遊漁規則

峡北漁業協同組合

## 峡北漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、峡北漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご（地方名やまめ、以下同じ。）、にじます、いわな、うなぎ、こい、おいかわ、うぐい）の採捕（以下「遊漁」という。）について制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、置針、竿釣漁具、漁法による遊漁を使用とする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第20条の規定による禁止期間を延長するときは、総会または総代会の議決を経て定め、組合の掲示板に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を順守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間内でなければ遊漁してはならない。

ア 魚 種	イ 漁 具 ・ 漁 法	ウ 区 域	エ 期 間
あ ゆ	友 釣	釜無川、塩川の	解禁日の（午前4時） から11月30日まで
	さくり，ころがし	本流および支流	10月1日から 11月30日まで
あまご いわな にじます	さ お 釣	同 上 (但、塩川ダム 貯水池 ※を除く)	解禁日から9月30日まで
う な ぎ	さ お 釣 置 針	釜無川、塩川の	

こ い	さ お 釣	本流および支流	周	年
おいかわ			5月1日から翌年3月31日まで	
うぐい	さ お 釣	川俣川溪流釣場	周	年
にじます			4月1日から 9月30日まで	
あまご いわな				

注) ※印の塩川ダム貯水池とは、貯水池末端より、釜瀬川において380m、本谷川において400m、出田川において110m下流とする。

3 前項の定めにかかわらず、川俣川月の木上橋下流50mから上流約2,000m東沢、西沢合流点の区域の「川俣川溪流釣場」においては、別に定める特別遊漁料を納付しなければ遊漁してはならない。

(遊漁料の額および納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、峡北漁業協同組合事務所（葦崎市円野町）又は組合の指定する場所において、納付するときの遊漁料（表中「前売り」という。）および、遊漁する場所においては漁場監視員に納付するときの遊漁料（表中「現場売り」という。）は、次表のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
			前売り	現場売り
あゆ	さおづり	1日	2,000円	3,000円
		1年	8,000円	
あゆ以外の魚種	さおづり 置針	1日	1,000円	3,000円
		1年	5,000円	

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、次表右欄のとおりとする。

中学生以下の者	無	料
75才以上	あ ゆ・さ おづり 1年	6,000円
	あゆ以外の魚種・さおづり置針 1年	4,000円
肢体不自由者	あ ゆ・さ おづり 1年	6,000円
	あゆ以外の魚種・さおづり置針 1年	4,000円

3 川俣川溪流釣場の特別遊漁料は次表のとおりとする。

エリア	魚種	期間	遊漁料
貸竿エリア	にじます	2時間	3,700円
ルアー・フライ・テンカラエリア	にじます	午前 9:00～ 12:00	3,000円
		午後 13:00～ 16:00	3,000円

4 次表ア欄に掲げる漁場区域（川俣川溪流釣場を除く）において、イ欄の水産動植物を同表ウ欄の漁具、漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項および第2項の規定にかかわらずエ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（甲斐市牛匂518-1）又は、連合会の指定する場所において、あらかじめ納付するものとする。

ア 漁場区域	イ 魚種	ウ 漁具・漁法	エ 遊漁料
内共第1号にかか るすべての漁場区 域（川俣川溪流釣場 を除く）	あゆ	さおづり	28,000円
	あまご（やまめ）、 にじます、いわな、 うなぎ、うぐい、お いかわ、こい		25,000円

(遊漁承認証に関する事項)

第5条 組合は、第2条遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式1-(1)または別紙様式1-(2)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式1-(3)の共通遊漁承認証(以下「共通遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

3 遊漁承認証及び共通遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証又は共通遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別紙様式2による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以降その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(解明)

第9条 第4条に掲げる表中、鮎以外の魚種とは次の7魚種をいう。あまご(やまめ)、にじます、いわな、うなぎ、うぐい、おいかわ、こい。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

## 附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

あゆ以外の魚種の遊漁料については、令和2年12月1日から施行する。

この規則の施行前においては、なお従前の例による。

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

但し、第4条 第1項については令和7年3月1日から施行する。

別 表 第 4 条第 1 項に定める前売り遊漁料の納付場所

韮崎市本町	青木釣具店	22-5858
韮崎市富士見	えびす	23-0023
韮崎市藤井町	富士屋	22-0853
韮崎市上祖母石	加賀	090-1611-7566
韮崎市円野町下円井	まるのや商店	27-2108
北杜市武川町新開地	駒井電化店	26-2723
北杜市須玉町比志	小林忠雄（共栄堂）	45-0721
北杜市須玉町小尾	五郎舎	45-0330
北杜市高根町長沢	川俣川溪流釣場	47-2856
北杜市高根町長沢	藤原製麺工場	47-4211
北杜市小淵沢町	細川金物店	36-2059
昭和町清水新居	上州屋甲府昭和店	0552-31-2556
甲府市川田町	青柳釣具店	0552-37-2480
全国の店舗	セブンイレブン	
全国の店舗	ファミリーマート	
全国の店舗	ローソン	
オンラインシステム		

なお、この表に定めるもののほか「峡北漁業協同組合 遊漁承認証販売所」の幟旗（黄色地に黒字・青色地に白字）の立つ所も納付場所とする。

様式 1 - (1)

遊 漁 承 認 証

表

裏

遊 漁 承 認 証 No	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発行者	
峡北漁業協同組合 印	

注 意 事 項	
1	.....
2	.....
3	.....

様式 1 - (2)

遊 漁 承 認 証

峡北漁業協同組合遊漁承認証 (魚種)		
承認期間	年 月 日	魚種
遊漁料		
電話番号 :		下記余白に氏名 ・住所・年齢を ご記入下さい。
遊漁期間 :		
注意事項 :		
漁法 :	遊漁区域 :	





## 川俣川溪流釣場管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は川俣川溪流釣場の管理運営について定めることを目的とする。

(名称及び実施場所)

第2条 釣場の名称及び実施場所は次のとおりとする。

1. 名称 川俣川溪流釣場
2. 場所 北杜市高根町長沢1, 899-2  
川俣川月の木上橋下流50mから上流約2,000m東沢、  
西沢合流点の区域

(管理責任者)

第3条 管理責任者は次のとおりとする。

峡北漁業協同組合  
代表理事組合長 伊藤 和彦

(管理運営)

第4条 管理運営は、川俣川溪流釣場運営委員会を設置し運営に当る。

第5条 運営委員会の構成は次のとおりとする。

峡北漁業協同組合代表 9名  
北杜市高根町清里観光振興会代表 1名

附則 この規則は公告の日から施行する。